

事故防止対策規程（サンプル）

第1章 総則

1. 目的

この規定は、〇〇社〇〇事業場（以下「事業場」という。）において安全かつ適切な事業の実施を推進し、火災・爆発災害や健康障害などの事故の防止するために必要な事項を定める。

2. 他法令との関係

事業場の事故防止対策に関しては、法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3. 安全管理者の責務

安全管理者は、この規程の定めるところにより、事故防止対策を実施しなければならない。

第2章 安全な立入り

4. 密閉空間への立ち入り

貨物タンク、バラストタンク、燃料タンク等密閉された空間については、立ち入る前に、換気等を行った後、ガスフリー状態であることを確認する。

5. 換気

船舶を受け入れた直後、マンホール、換気装置、ドア、ハッチ及び換気口を開放して換気を行う。また、必要に応じて、船体の開口箇所について適切に判断し、一般配置図等を参考に、開口について検討する。

6. ガスフリー状態の確認

密閉空間に立ち入る前に、有資格員等により、次に掲げる物質・基準に従って、ガスフリー状態であることを確認し、安全な立ち入り及び安全な火気作業が可能かどうか判断する。

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| ① 硫化水素（ H_2S ）： | 〇〇ppm |
| ② 一酸化炭素（CO）： | 〇〇ppm |
| ③ 各種可燃性ガス： | 〇〇%（爆発下限界（LEL）の1%を超えないこと。） |
| ④ 酸素： | 〇〇% |

7. 防爆型器具の使用

ガスフリーの際に使用する換気、証明等の器具は防爆型を使用する。

第2章 引火性の物、爆発性の物、発火性の物等による危険の防止

8. 危険物等の除去

火気作業を行う前に、引火性の油類、可燃性の粉じん、危険物が存在するおそれのあるタンク、配管、ドラム缶等の容器については、有害物質等情報（インベントリ）と照合し、引火性の油類、可燃性の粉じん等の危険物を除去するなど爆発又は火災の防止のための措置を講じる。

9. 防爆型器具の使用

貨物油タンク洗浄等に使用する換気、照明等の器具は防爆型を使用する。

10. タンク等における火気作業時の留意事項

タンク、船倉など船舶の内部又はこれに接する場所において、ガス切断、溶接、発火源となるおそれのある機械等（研磨機等）を使用する作業を行うときは、作業を開始前に、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気、可燃性ガス濃度、酸素濃度等を確認し、爆発を防止する。

11. 可燃物の清掃等

船舶の切断作業開始前に移動可能なもの（家具、家電品等）及び可燃物（木艀品）等は可能な限り除去し、次に掲げる物質がある場合は清掃等を実施する。

- ① 居住区画の防熱材
- ② 油タンクの残油、スラッジ、ガス
- ③ 冷凍庫の防熱材
- ④ PCB、TBT 等の有害物質等
- ⑤ 機関室のビルジ
- ⑥ 配管の油、ガス

12. 酸素漏洩等の確認

配管、ホース、弁、ガス切断器等からガスや酸素が漏洩していないことを確認する。

13. 見張員の配置

火気作業を行う際は、消火器、消火用バケツは火気作業の近くに適切に配置し、火災の発生を防ぐために見張員を配置する。

14. 消火器配置

一般配置図等を参考に、船内に消火器を配置し、その配置を船舶の入り口に適切に表示する。

15. 通風・換気が不十分な場所での作業

通風又は換気が不十分な場所において、溶接、溶断、金属の加熱など火気作業等を実施する際は、酸素を通風又は換気のために使用してはならない。

第3章 酸素欠乏空気、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害の防止

16. 密閉空間における作業の安全確保

密閉空間で作業する場合は、以下を実施することにより安全を確保する。

- ① 作業は複数人（作業者と監視者）で行い、監視者は区画内の作業者を管理する。
- ② 区画内で作業中であることを表示する。
- ③ 同区画で作業を開始する場合は、作業開始前に、可燃性ガスの濃度、酸素濃度を確認し、酸欠等 zu 注意する。
- ④ ガスフリーの実施時間、可燃性ガスの濃度、酸素濃度の数値を表示する。

17. 換気又は保護具の使用

酸素欠乏危険場所で作業を行うときは、酸素欠乏症等防止規則第5条及び第5条の2に従い、換気又は空気呼吸器の使用等の必要な措置を講じる。

18. 酸素欠乏危険場所への立ち入りの禁止

酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、酸素欠乏危険作業に従事する者以外は、当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止するとともに、当該酸素欠乏危険場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

19. 中毒・酸欠の防止

中毒・酸欠の危険性がある作業を実施する場合は、以下を実施することにより安全を確保する。

- ① 一般配置図等船舶配置に関する図面等を活用して、船体鋼板の切断船の裏に可燃物又は有毒物質がないか確認する。
- ② ガスなどを使用した切断によって、金属ヒューム、煙、重金属を含む粒子が発生する場合、切断した部材からこれらの物質を除去するか、火花・スラグの飛散を防止するなどの措置を講じる。
- ③ 金属ヒュームが発生する恐れがある作業を行う場合は、換気を十分に行うとともに、防じんマスク等を使用する。

20. アーク切断・電動工具作業

アーク切断、機械工具による切断、研磨などを実施する場合は、必要な保護具や装置・設備を使用する。

21. ガス等の容器の取扱い

可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱等の業務に使用するガス等の容器については、労働安全衛生規則第 263 条に従う。

22. 化学物質のばく露防止対策

危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質を取り扱う作業を実施する場合は、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、労働者に対するばく露低減措置を適切に講じる。

23. 特定化学物質、四アルキル鉛、有機溶剤、鉛及び粉じん作業

特定化学物質、四アルキル鉛、有機溶剤、鉛及び粉じん作業を行う際は、特定化学物質障害予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び粉じん障害防止規則に従う。

24. 健康診断

24 に示す作業や石綿を取り扱う作業など、有害な業務に従事する労働者に対しては特殊健康診断等を実施する必要がある。（対象物質など詳細は労働安全衛生法令を参照すること。）

第 4 章 石綿及び石綿含有物質の管理

25. 石綿作業主任者の選任及び特別教育の実施

石綿及び石綿含有物質（以下「石綿等」という。）の除去を行うために石綿作業主任者技能講習を修了したものから、石綿作業主任者を選任し責任者として置く。また、石綿等の除去業務に従事する者に対しては、石綿使用建築物等解体等業務特別教育を実施する。

26. 石綿等の使用の有無の調査及び除去作業レベルの判断

石綿等を使用している機材名、場所は有害物質等情報（インベントリ）を参照し、総量、飛散性等をあらかじめ把握するとともに、船舶到着時の船上検査においてインベントリの内容と実態に違いがないか確認する。その上で、除去作業のレベルを判断する。

27. 場所の提示・作業者等の手配

石綿等を使用している場所は一般配置図を使用して図示し、作業レベルに応じて、作業者及び資機材の手配を行う。

28. 石綿等の飛散防止対策

石綿等除去作業のレベルに応じて、石綿等を空中に飛散させないような負圧隔離、隔離（負圧なし）、湿潤化、除じん性能付き電動工具等の手配を行う。

29. 作業着や作業保護具の着用

石綿等除去作業に従事する労働者が石綿粉じん汚染に汚染されることがあることや吸引することを防止するため、専用の作業衣や呼吸用保護具等必要数準備し、着用させる。

30. 石綿等の保管

除去された石綿等は、ラベルを付した密閉された専用の移送用容器に詰め、室内で保管する。

31. 最終処分

石綿等の最終処分は、マニフェストにより管理し、適用される国内規則と基準に従う。